

# 令和4年度山形県「雪若丸」レベルアップ生産支援事業実施要領

## 第1 目的

「雪若丸」の評価向上と浸透、さらに生産者の安定した所得確保を図るためには、高品質・良食味に加え適正な収量を安定して生産することが必須である。そこで、「雪若丸」生産組織自らが、品質・食味・収量を一体的に高いレベルで安定して生産するため、技術・経営等の支援を行う各総合支庁各農業技術普及課の専任の職員（以下「専任サポーター」という。）からサポートを受けながら実施する総合的な取組みに係る経費を補助する。

## 第2 補助対象経費及び補助金の額

この補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとし、令和4年5月13日以降に要した経費を対象とする。

## 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、令和4年産「雪若丸」の生産に取り組む生産組織であり、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部に登録された組織とする。

## 第4 採択の要件と方法

- 1 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、品質・食味・収量を一体的に向上させる具体的な活動計画として「雪若丸」生産組織レベルアッププラン（以下「レベルアッププラン」という。）（別添様式）を作成し、専任サポーターから技術・経営等のサポートを受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、「レベルアッププラン」において、品質・食味・収量について現況値に対する目標値を設定し、知事は、その実現に向けた取組みのうち効果の高いものから優先順位を付け、順位の高い方から予算の範囲内において採択する。

## 第5 実施等の手続き

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別に定める様式により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、当該事業計画を承認したときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

## 第6 事業の推進

- 1 事業実施主体は、別に定める様式によりレベルアッププランに掲げる目標に対する事業実施状況報告書を令和5年5月31日まで知事に提出するものとする。
- 2 知事は、当初の事業計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合は、事業実施主体に対し必要な改善計画を求め指導するものとする。

## 第7 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

事業実施主体は事業の受益者に対して、農産物生産の維持確保及び農業者の経営安定化の観点から、農業保険法に基づく農業共済又は収入保険への積極的な加入を促すものとする。

附則 この要領は、令和4年5月13日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額	県の補助上限の額
<p>「レベルアッププラン」の実現に必要な以下の取組みに要する経費</p> <p>①生産基盤の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の成分分析を分析機関に委託するための経費</li> <li>・土壌の物理性を直接改善するために用いる機器の導入に要する経費</li> </ul> <p>②適正な生育の管理及び診断に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉色を測定する機器の導入に要する経費</li> <li>・画像等を活用して広域で生育を診断するための機器（ソフトウェア含む、ただしパソコン等の汎用性の高い機器は除く）の導入に要する経費</li> </ul> <p>③米の品質・食味向上に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米に混入している異物や着色粒等を光センサー等で感知して除去する機器の導入に要する経費</li> <li>・米中の成分（タンパク質、アミロース等）を分析する機器の導入に要する経費</li> <li>・着色粒などの被害粒の混入割合を測定する機器の導入に要する経費</li> </ul>	<p>補助対象となる取組みに要する経費の3分の1以内の額</p>	<p>1,000,000円</p>